

京都市告示第414号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和7年10月1日

京都市長 松井孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
鍋島 紀滋	(医) 社団松仁会 内田病院	内科	肝臓	そしゃく、肢 体、心臓、腎臓、 呼吸器

(地域リハビリテーション推進センター相談課)